

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月15日
【計算期間】	第8期（自 2019年12月17日 至 2020年6月15日）
【ファンド名】	リビング・アース戦略ファンド（年2回決算コース）
【発行者名】	T & D アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坪井 親弘
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、安定した配当収入の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類等を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式 債 券
追加型投信	海 外	不動産投信 その他資産 資産複合
	内 外	

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル (日本を除く) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ ・ファンズ	あり (フルヘッジ) なし

< 商品分類の定義 >

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分の定義 >

その他資産（投資信託証券（債券））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

年2回

目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を除く）

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を除く）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり

目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

- **外国投資証券を通じて、CATボンドに投資し、安定した投資成果の享受を目指します。**
 - 円建ての外国投資証券であるセキュリス II ファンド-SPC セグリゲイテッド・ポートフォリオ・セブナーキャットボンド(クラスB JPY)および国内の証券投資信託であるマネーアカウントマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。(以下、投資証券を含め「投資信託証券」ということがあります。)
 - 外国投資証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、外国投資証券の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- **実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。**
- **フランクリン・템플トン・インベストメンツ株式会社がファンドの運用のための情報の提供および助言等を行います。**
 - 実質的な運用(外国投資証券の運用)は、フランクリン・템플トン・インベストメンツ株式会社(以下「フランクリン・템플トン・インベストメンツ」ということがあります。))が厳選した保険リンク証券投資の専門運用会社の大手であるセキュリス・インベストメント・パートナーズ・エルエルピー(以下「セキュリス社」ということがあります。))が行います。
- **購入・換金申込の受付期間を設け、原則として隔週1回約定します。**
 - ディーリング日の翌ファンド取引日を約定日とします。

「ディーリング日」とは、外国投資証券のディーリング日を指し、起点日を基準とした隔週の月曜日のことをいいます。当該ディーリング日がファンド取引不可日の場合は翌ファンド取引日とします。
 - 約定日毎に購入・換金申込の受付期間を設け、当該受付期間に受付けた申込を当該約定日に約定するものとします。

詳しくは、後掲「追加的記載事項」の「購入・換金のお申込みについて」および「投資する投資証券の概要」をご参照ください。
- **原則として、年2回決算を行います。**

CATボンド(キャットボンド)とは

CAT(Catastrophe=カストロフィ/大災害の略)ボンドとは、相対的に高いクーポン収入が期待できる一方で、一定条件(マグニチュード等の災害規模や被災地域の範囲等)以上の大規模な自然災害(台風・洪水・地震等)が発生した場合に、投資家が受け取るクーポン収入や償還元本の一部または全部が毀損する可能性がある債券の一種です。(保険リンク証券の一種で、保険会社が引き受けたリスクを証券化した商品ともいわれています。)

一般的に自然災害は相互に連動しない傾向がありますが、ファンドでは組入れるCATボンドの自然災害の種類や地域を分散させ、安定した投資成果の享受を目指します。また、ファンドの投資対象地域に日本は含まれません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

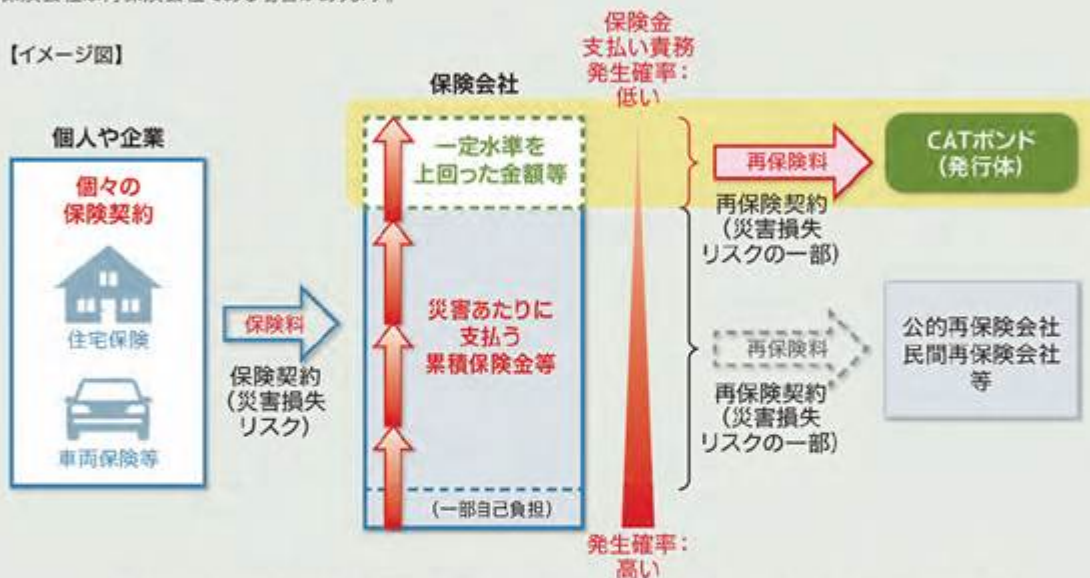
*ご留意事項

CATボンドの発行体は、保険会社が保険契約を通じて引き受けた自然災害（台風、洪水、地震等）によって生じる損害を補てんする保険金の中で、一定水準を上回った金額を支払う責務を引き受けることで、その対価として保険会社から保険料を受取ります。この受取り保険料等を利払い原資として、発行体はCATボンドを発行しています。

自然災害の発生によって生じる損失リスクの一部を引き受けるため、再保険契約で規定されている地域で大きな台風、洪水、地震等が発生（発生の可能性を含む）した際には、CATボンドの価格が値下がりする可能性があります。また、当該CATボンドをファンドに組み入れている場合は、ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、契約に該当する大規模な自然災害が発生し、発行体が保険金を支払う責務を負った場合には、その発行体が発行したCATボンドのクーポン収入や償還元本の一部または全部が毀損する可能性があります。当該CATボンドをファンドに組み入れている場合は、ファンドの基準価額が下落する可能性があることにご留意ください。

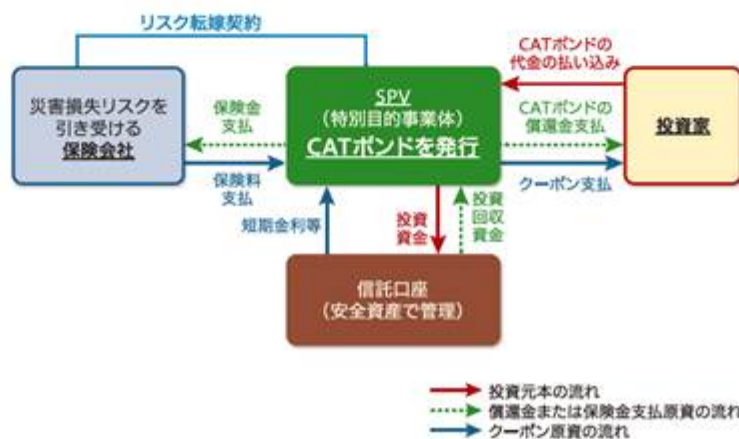
* 保険会社は再保険会社である場合があります。

【イメージ図】



上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。また代表的なものを示しています。

CATボンドの発行の仕組み（一般的な例）



CATボンドと一般的な社債の違い

	CATボンド	一般的な社債
発行体	特別目的事業体(SPV) 主に自然災害発生に起因する損害再保険契約を有する	企業(事業会社や金融機関等)
満期までの期間	主に 短期 (市場平均残存2年程度)	短期、中期、長期、超長期とさまざま
クーポン金利	主に 変動金利(＝短期金利＋上乗せ金利) 発行体を受取る保険料収入に応じて決定される 上乗せ金利^{※1} は、元利金の毀損事由等が発生しない限り、満期日まで 変わらず	固定金利または変動金利あるいはその両方 金利水準は、債券発行時に市場金利の水準と発行体の信用力(信用格付水準や財務状況)等に応じて決定
市場平均利回り	予測困難といわれる大規模な自然災害が発生し、発行体が再保険契約に基づいて保険会社に対する保険金支払い義務を負った場合には、CATボンドの元利金が毀損する可能性があるため、一般的な社債と比べCATボンドのクーポン水準は高く設定される傾向あり	
元利金の毀損事由	再保険契約に規定している大規模な自然災害が発生し、 発行体に保険金支払い義務^{※2}が生じた場合に、元利金の一部または全部が毀損	発行体が 破たんや債務再編等 により債務を履行しなかった場合に、 元利金の一部または全部が毀損
主な価格変動要因	再保険契約に規定している 自然災害の発生(またはその可能性)の有無	発行体の信用力の変化やその可能性あるいは市場金利の変動の有無
景気や金融市場との連動性	相対的に低い 主に自然災害の発生(またはその可能性)に起因する保険金支払い義務の有無(またはその可能性)によって価格が変動するため	相応に連動性あり
流動性(市場規模)	一般的に発行金額が小さく、流通金額も小さいため、流動性は 相対的に低い	発行金額や流通金額によって流動性が 高いものもあれば低いものもあり

※1 保険会社が予想する再保険契約で規定している自然災害の発生による損害率等によって、契約締結時に受取る保険料収入の水準が決定されます。例えば、前年に類似事象が発生し、当年の保険料率が上昇した際には、新たに発行されるCATボンドの上乗せ金利は高く設定される傾向にあります。

※2 発行体に保険金支払い義務が生じるのは、一般的に、発生予測が難しいといわれる自然災害の中で、再保険契約に規定された事象が起こり、それに伴う保険金支払総額等が一定水準を上回った場合に限ります。

CATボンドの信用格付について

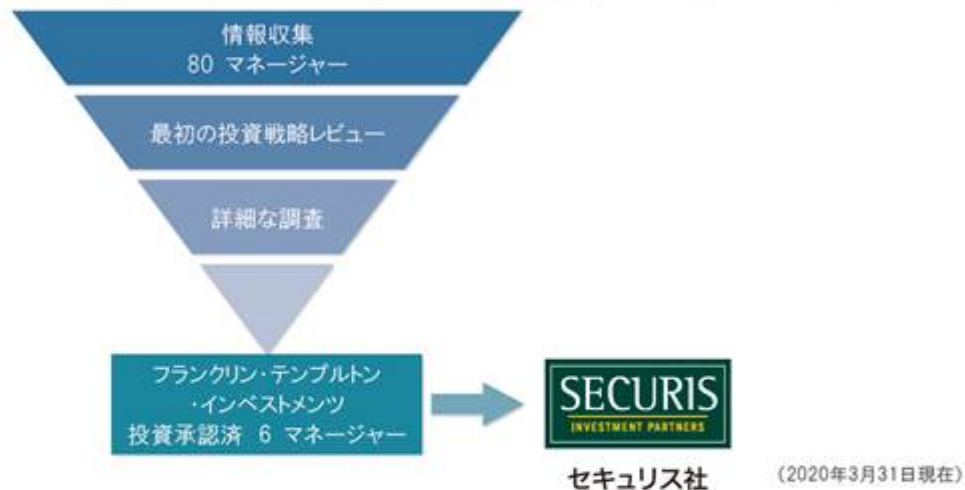
CATボンドの信用格付は、一般的な債券のように主に発行体の財務状況の分析等に基づいて付与されるのではなく、ストラクチャード・ファイナンス(証券化商品)の一つとして、主に発行体が締結した再保険契約から算出される期待損益の分析等に基づいて付与されます。付与された信用格付の符号の後ろには「sf」が付記されており、CATボンドと一般的な債券を単純に信用格付の水準で比較することは適切ではないと考えられます。なお、事業会社や金融機関等と異なり、CATボンドの発行体は当該債券発行のためだけに設立された事業体であるため、金融的・物理的側面にも鑑みて、信用格付会社より信用格付を取得する事例は少数です。CATボンドに対する評価基準としては、信用格付の代わりに、保険業界で用いられている三大保険モデル(RMS、AIR、CoreLogic/EQECAT)から提供されるものが活用されています。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツについて

- フランクリン・テンプルトン・インベストメンツは、グローバルにビジネスを展開する独立系の資産運用会社グループであるフランクリン・テンプルトンの一員で、グループが70年以上にわたるグローバルな資産運用業務の中で培ったノウハウを活用します。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツによる運用会社の選定プロセス

- CATボンドの実質的な運用（外国投資証券の運用）を行う運用会社（マネージャー）は下記のプロセスや投資する価値やリスクに対する詳細な調査を経て、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツでは6マネージャーを承認しています。その中で厳選された1社がセキュリス社となります。（今後変更になる場合があります。）



セキュリス・インベストメント・パートナーズ・エルエルピーについて

- 2005年4月設立、英国 ロンドンに本社を置く保険リンク証券投資の専門運用会社の大手であり、運用残高は約49.6億米ドル（約5,336億円）
 - 保険リンク証券投資において最大規模かつ経験豊かな投資チーム（61名）
 - 再保険市場のメッカ（ロイズ保険市場）が存在するロンドンに主拠点
 - 再保険会社を株主に置かない独立した組織
 - CATボンドの銘柄選定に関しては、利回り水準、期待損失（自然災害発生時に予想される損失）、ポートフォリオの分散等の観点を重視し、運用を行っています。
- (2020年4月1日現在)

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

購入・換金のお申込みについて

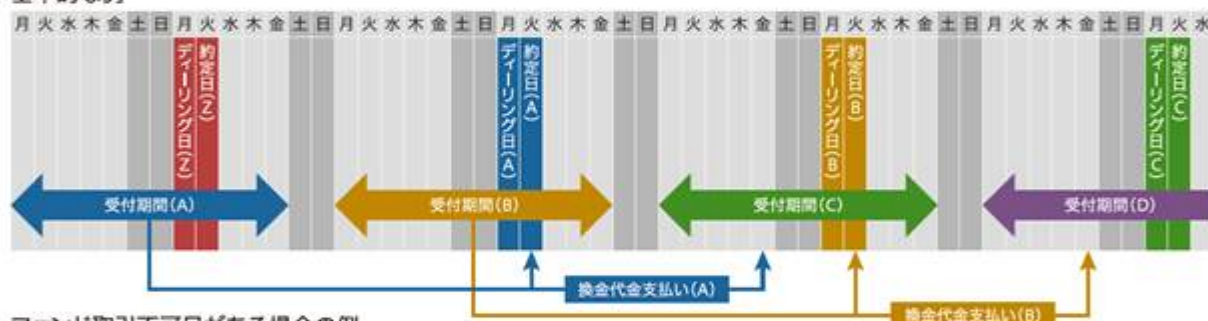
- 約定日毎に購入・換金申込の受付期間を設け、当該受付期間に受付けた申込を当該約定日に約定するものとします。

ファンド取引日	ロンドン、ダブリンの銀行の営業日の双方に該当する日で、かつ国内の営業日をいいます。ただし、上記にかかわらず12月24日は休業日とします。
約定日	ディーリング日の翌ファンド取引日を約定日とします。 「ディーリング日」とは、外国投資証券のディーリング日を指し、起点日を基準とした隔週の月曜日のことをいいます。当該ディーリング日がファンド取引不可日の場合は翌ファンド取引日とします。
購入・換金申込の受付期間	約定日毎に購入・換金申込の受付期間を設け、当該受付期間に受付けた申込を当該約定日に約定するものとします。 例えば、2020年9月7日から2020年9月16日までに受付けたお申込みにつき、ディーリング日は2020年9月28日、約定日は2020年9月29日となります。 上記以降の当該受付期間は前受付期間終了の翌ファンド取引日から次回約定日の7ファンド取引日前までとし、当該受付期間に受付けたお申込み分の約定日は2020年10月12日以降隔週のディーリング日の翌ファンド取引日となります。 上記受付期間、ディーリング日、約定日の組合せは、順次到来するもの同士となります。

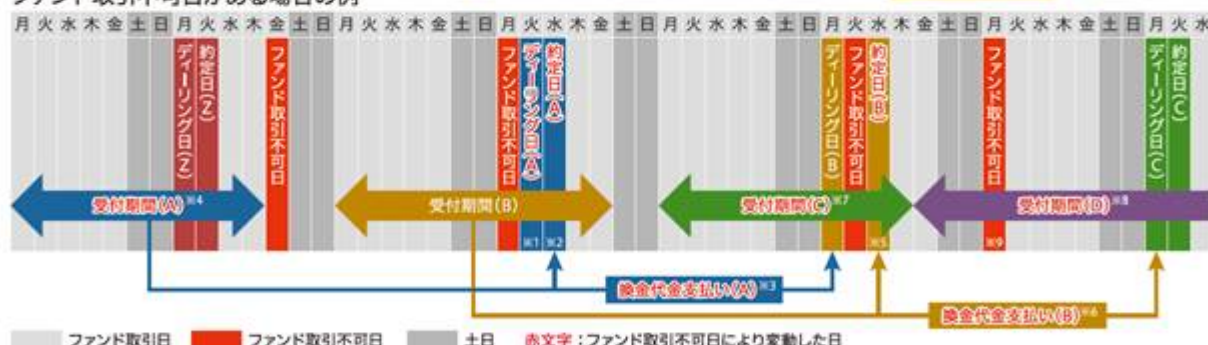
●お申込みのイメージ

【購入時の例】
受付期間(A)にお申込みいただいたお客様は、約定日(A)の基準価額で約定となります。
【換金時の例】
受付期間(A)にお申込みいただいたお客様は、約定日(A)の基準価額で約定となり、換金代金支払い(A)の日に換金代金をお支払いいたします。(換金代金の支払いは原則として約定日から起算して9営業日目(国内の営業日)からの支払いとなります。)

基本的な例



ファンド取引不可日がある場合の例



■ ファンド取引日 ■ ファンド取引不可日 ■ 土日 ■ 赤字：ファンド取引不可日により変動した日

下記はあくまで上記2図を比較してご説明した一例ですので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受付期間(A)について ※1 月曜日がファンド取引不可日であるため、翌ファンド取引日である火曜日がディーリング日となります。 ※2 ディーリング日が動いたため、約定日も翌ファンド取引日である水曜日となります。 ※3 約定日が動いたため、換金代金支払いの日が翌ファンド取引日である月曜日となります。 ※4 当該約定日までの間にファンド取引不可日があるため、期間終了日が1営業日前倒しとなります。	受付期間(B)について ※5 火曜日がファンド取引不可日であるため、翌ファンド取引日である水曜日が約定日となります。 ※6 約定日が動いたため、換金代金支払いの日が翌ファンド取引日である月曜日となります。	受付期間(C)について ※7 当該約定日までの間にファンド取引不可日があるため、期間終了日が1営業日前倒しとなります。
受付期間(D)について ※8 前期間終了日が動いたため、期間開始日が1営業日前倒しとなります。		

※9 ロンドン、ダブリンの銀行のいずれかの休業日で、かつ国内の営業日の場合、換金代金支払い(B)までの日数に含まれます。

投資する投資証券の概要

フ ァ ン ド 名	セキュリス II ファンド-SPC セグリゲイテッド・ポートフォリオ・セブン・キャットボンド(クラスB JPY)
分 類	ケイマン籍／外国投資証券／円建
設 定 日	2016年6月27日
運用基本方針 主な投資対象	主としてCATボンドに投資を行い、安定的なインカム収益の獲得と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投 資 態 度	①主としてCATボンドを投資対象とし、安定した投資成果の享受を目指します。 ②組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。 ③資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
主 な 投 資 制 限	①原則として店頭オプション、上場オプション、ETFへの直接投資は行いません。 ②有価証券の空売りは行いません。 ③純資産総額の10%を超える借入れは行いません。
決 算 日	12月31日
ファンド営業日	ロンドン、ダブリン、東京の銀行のすべてが営業を行っている日
ディーリング日	起点日を基準とした隔週の月曜日(休業日の場合は翌ファンド営業日) 「起点日」とは、2016年7月11日を指します。
分 配 方 針	原則として、2月、5月、8月および11月の最終ディーリング日に分配を行います。 (休業日の場合は翌ファンド営業日)
信 託 報 酬 等	純資産総額の年0.737%程度。内訳は以下の通りとします。 運用報酬:年0.65%程度 管理事務代行報酬:年0.07%程度および月額2,500米ドル程度 保管受託報酬:年0.017%程度
そ の 他 費 用	上記信託報酬等の他、その他費用として売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、外国投資証券の監査費用等がかかります。これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。
投資顧問会社	セキュリス・インベストメント・パートナーズ・エルエルピー
管理事務代行会社	シトコ・ファンド・アドミニストレーション(ケイマン・アイランズ)リミテッド
副管理事務代行会社	シトコ・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド
保 管 銀 行	シティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店／スミトモ ミツイ トラスト(ユーケー)リミテッド
監 査 法 人	アーンスト・アンド・ヤング

フ ァ ン ド 名	マネーアカウントマザーファンド
分 類	親投資信託
設 定 日	2010年2月26日
運用基本方針	安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主 な 投 資 対 象	わが国の国債、公社債および短期金融商品
主 な 投 資 制 限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
分 配 方 針	分配は行いません。
決 算 日	6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
委 託 会 社	T & D アセットマネジメント株式会社

各概要は、2020年6月末日現在のものであり、今後変更になることがあります。

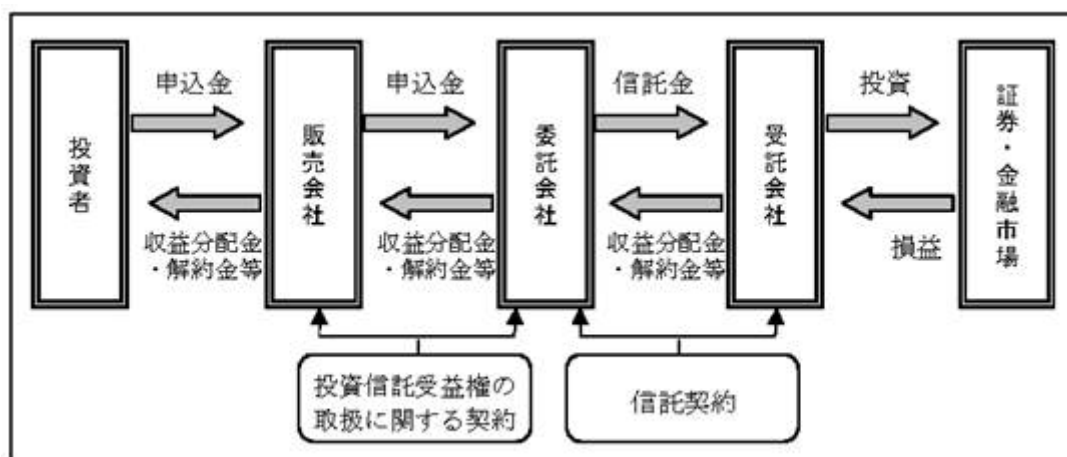
信託金の限度額は1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

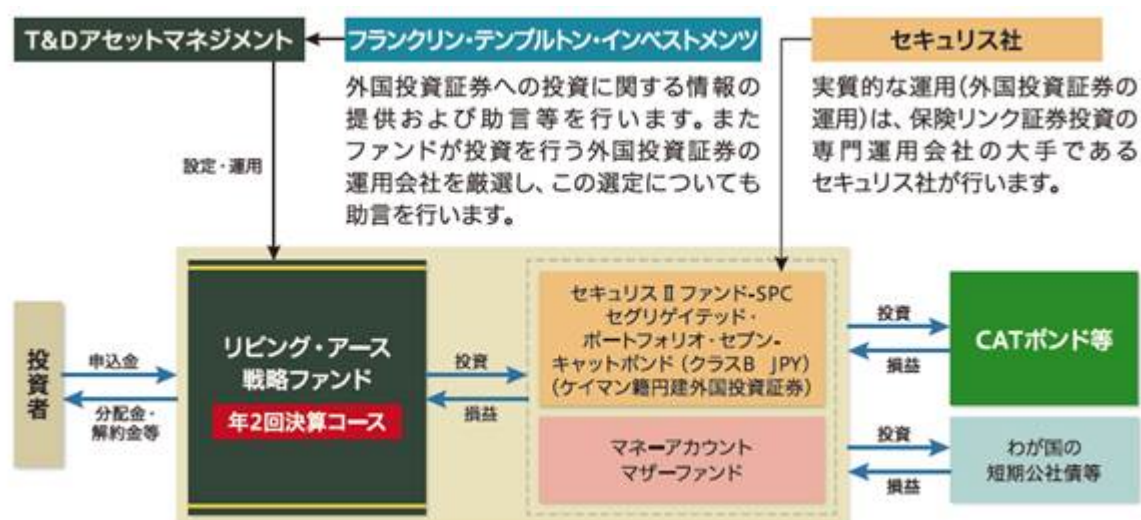
2016年6月22日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドは、以下の投資信託証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a．委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

(1) 信託財産の保管・管理・計算

(2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

(1) 受益権の募集・販売の取扱い

(2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い

(3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い

(4) 目論見書、運用報告書の交付等

d. 投資顧問会社

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社

投資顧問会社は、委託会社との間に締結した「投資顧問契約」に基づき、ファンドの運用のための情報および助言等の提供を行います。なお、投資顧問会社は変更される場合があります。

委託会社の概況

a. 資本金

2020年6月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

1980年12月19日	第一投信株式会社設立 同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
1997年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
1999年 2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
1999年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
2002年 1月24日	投資顧問業者の登録
2002年 6月11日	投資一任契約に係る業務の認可
2002年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
2006年 8月28日	社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
2007年 3月30日	株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
2007年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、 投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

2020年6月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

外国投資証券を通じて、C A T bondに投資し、安定した投資成果の享受を目指します。

（C A TとはCatastrophe=カストロフィ/大災害の略です。）

外国投資証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、外国投資証券の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツがファンドの運用のための情報の提供および助言等を行います。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

外国投資証券およびマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、外国投資証券およびマザーファンド受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

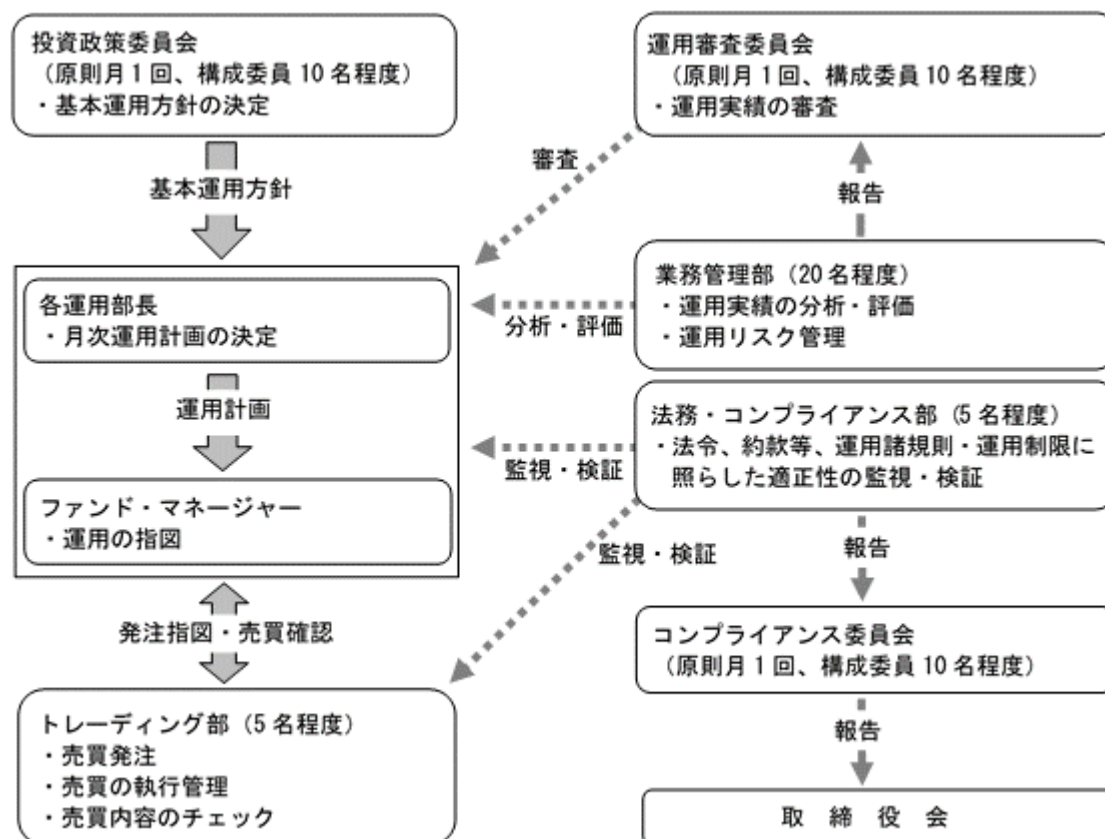
- １．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - ２．コマーシャル・ペーパー
 - ３．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - ４．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から３．の証券または証書の性質を有するもの
- なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は2020年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年2回、毎決算時（原則として6月、12月の各15日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。

原則として、配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。ただし、基準価額水準等によっては売買益（評価益を含みます）が中心となる場合があります。また、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（参考）マネーアカウントマザーファンドの概要

（１）投資方針

主としてわが国の国債、公社債および短期金融商品を投資対象とし、安定した収益の確保を目標として運用を行います。

有価証券先物取引等は、約款の範囲内で行います。

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限り、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

５．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

６．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

７．コマーシャル・ペーパー

８．外国または外国の者の発行する証券で、１．から７．の証券の性質を有するもの

９．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

１０．外国法人が発行する譲渡性預金証書

１１．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、１．から６．までの証券および８．の証券のうち１．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

（３）投資制限

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

１．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。

2. 委託会社は、信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債をイ. の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

3【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

災害発生リスク

一定条件以上の大規模な自然災害が発生した場合、C A T ボンドの元利金の一部または全部が毀損する可能性があり、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

C A T ボンドは、一般的な国債や事業債等と比べ流動性が低い債券です。市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替変動の影響を完全に排除することはできませんので、為替変動の影響を受ける場合があります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第３７条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

有価証券への投資や為替取引等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手先の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

外国投資証券を他のファンドが投資対象としている場合に、当該ファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、外国投資証券においても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

ファンドにおいて外国投資証券の取引を行うにあたり、外国投資証券の組入がファンドの純資産を上回ること、または大幅に下回ることがあります。

学術的見解や累積データの解釈変更により、大規模な自然災害のリスク見積りは変更されることがあります。これらの場合には、C A T ボンドの価格や基準価額が変動する要因となります。

（３）リスクの管理体制

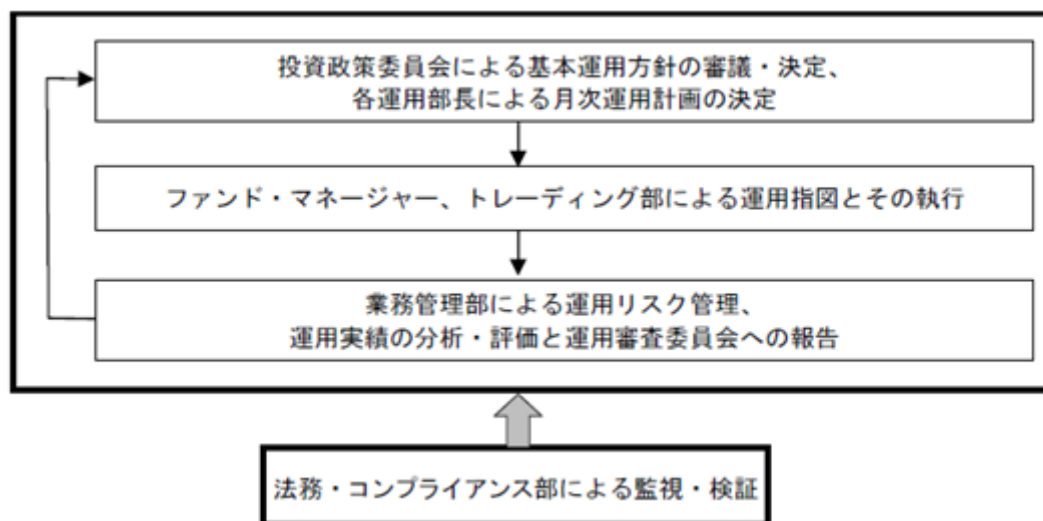
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社のリスクの管理体制は以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2020年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞



(注) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* 右のグラフは、2015年7月から2020年6月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

* 右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 上記の騰落率は2020年6月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

* ファンドは2016年6月に設定されたため、ファンドの騰落率、分配金再投資基準価額は2016年6月以降のデータをもとに表示しております。

＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



○各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

* 詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPモルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】**（１）【申込手数料】**

2.20%（税抜2.0%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.353%（税抜1.23%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率]（年率）

支払先	信託報酬率（税抜）	対価の内容
委託会社	0.6%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.6%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

委託会社の受ける信託報酬には、フランクリン・テンブルトン・インベストメンツに支払う報酬を含みます。

その他、組入外国投資証券の信託報酬等として、組入外国投資証券の純資産総額の年0.737%程度を信託財産中から支弁します。したがって、実質的な信託報酬等の水準は、信託財産の純資産総額の年2.09%（税抜1.967%）程度となります。

外国投資証券の運用報酬は、外国投資証券の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表に係る監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。また、組入外国投資証券においても、売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、監査費用等がかかります。

上記の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いについては、2020年6月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2020年6月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資証券	ケイマン諸島	1,039	93.00
親投資信託受益証券	日本	0	0.01
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	79	6.99
合計（純資産総額）	-	1,118	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

(2020年6月30日現在)

	国 / 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン 諸島	投資証券	セキュリス ファンド- SPC セグリゲイテッド・ ポートフォリオ・ セブン-キャットボンド （クラスB JPY）	125,322.316	8,196.480 1,027,201,856	8,294.571 1,039,494,847	93.00
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	99,632	1.0007 99,701	1.0007 99,701	0.01

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

(2020年6月30日現在)

種類	投 資 比 率（％）
投資証券	93.00
親投資信託受益証券	0.01
合計	93.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2020年6月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第1期 計算期間 （2016年12月15日現在）	2,728	2,728	1.0220	1.0220
第2期 計算期間 （2017年6月15日現在）	2,920	2,920	1.0154	1.0154
第3期 計算期間 （2017年12月15日現在）	2,522	2,522	0.9500	0.9500
第4期 計算期間 （2018年6月15日現在）	9,424	9,424	0.9597	0.9597
第5期 計算期間 （2018年12月17日現在）	6,916	6,916	0.9263	0.9263
第6期 計算期間 （2019年6月17日現在）	6,102	6,102	0.9041	0.9041
2019年6月末日	5,989	-	0.9092	-
2019年7月末日	5,993	-	0.9172	-
2019年8月末日	6,045	-	0.9293	-
2019年9月末日	6,072	-	0.9375	-
2019年10月末日	6,172	-	0.9547	-
2019年11月末日	6,149	-	0.9540	-
第7期 計算期間 （2019年12月16日現在）	6,122	6,122	0.9521	0.9521
2019年12月末日	6,127	-	0.9529	-
2020年1月末日	6,155	-	0.9585	-
2020年2月末日	6,220	-	0.9725	-
2020年3月末日	6,122	-	0.9579	-
2020年4月末日	1,134	-	0.9614	-
2020年5月末日	1,131	-	0.9622	-
第8期 計算期間 （2020年6月15日現在）	1,125	1,125	0.9654	0.9654
2020年6月末日	1,118	-	0.9755	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2016年12月15日）	0.0000
第2期 計算期間（2017年6月15日）	0.0000
第3期 計算期間（2017年12月15日）	0.0000
第4期 計算期間（2018年6月15日）	0.0000
第5期 計算期間（2018年12月17日）	0.0000
第6期 計算期間（2019年6月17日）	0.0000
第7期 計算期間（2019年12月16日）	0.0000
第8期 計算期間（2020年6月15日）	0.0000

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2016年6月22日 ～ 2016年12月15日）	2.20
第2期 計算期間（2016年12月16日 ～ 2017年6月15日）	0.65
第3期 計算期間（2017年6月16日 ～ 2017年12月15日）	6.44
第4期 計算期間（2017年12月16日 ～ 2018年6月15日）	1.02
第5期 計算期間（2018年6月16日 ～ 2018年12月17日）	3.48
第6期 計算期間（2018年12月18日 ～ 2019年6月17日）	2.40
第7期 計算期間（2019年6月18日 ～ 2019年12月16日）	5.31
第8期 計算期間（2019年12月17日 ～ 2020年6月15日）	1.40

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2016年6月22日 ～ 2016年12月15日）	2,669,518,418	-
第2期 計算期間（2016年12月16日 ～ 2017年6月15日）	312,308,306	106,039,432
第3期 計算期間（2017年6月16日 ～ 2017年12月15日）	155,191,541	376,340,433
第4期 計算期間（2017年12月16日 ～ 2018年6月15日）	7,831,762,681	667,090,860
第5期 計算期間（2018年6月16日 ～ 2018年12月17日）	5,117,939	2,358,072,465
第6期 計算期間（2018年12月18日 ～ 2019年6月17日）	10,600,572	727,900,138
第7期 計算期間（2019年6月18日 ～ 2019年12月16日）	-	318,708,575
第8期 計算期間（2019年12月17日 ～ 2020年6月15日）	-	5,265,437,030

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）マネーアカウントマザーファンドの状況**（１）投資状況**

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2020年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	517	100.00
合計（純資産総額）	-	517	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

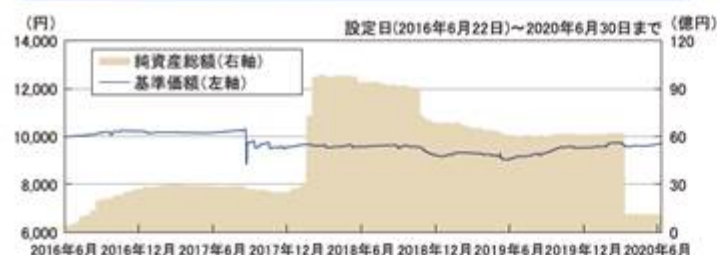
その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）運用実績

2020年6月30日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2020年6月	0円
2019年12月	0円
2019年6月	0円
2018年12月	0円
2018年6月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

●投資比率

セキュリス II ファンド-SPC セグリゲイテッド・ポートフォリオ・セブン・キャットボンド(クラスB・JPY)	93.0%
マネー・アカウンタマザーファンド	0.0%
現金・預金等	7.0%
合計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

※現金・預金等には未収・未払項目が含まれるため、一時的にマイナスとなる場合があります。

●「セキュリス II ファンド-SPC セグリゲイテッド・ポートフォリオ・セブン・キャットボンド」における運用状況

ファンドは「セキュリス II ファンド-SPC セグリゲイテッド・ポートフォリオ・セブン・キャットボンド」を構成するクラスの一つである「クラスB・JPY」に投資を行います。

<組入上位10銘柄>

銘柄名(銘柄数: 66)	クーポン	償還日	比率	自然災害の種類、地域等
1 SANDRE FLOAT 2022-04-07	5.555%	2022/4/7	4.6%	米国 暴風/地震/山火事/悪天候/その他
2 RESID 2 144A FLOAT 2023-12-06	12.370%	2023/12/6	4.3%	米国 暴風/地震/山火事/悪天候/その他
3 SANDRE B FLOAT 2023-04-07	12.356%	2023/4/7	4.2%	米国 暴風/地震/山火事/悪天候/その他
4 ATLAS FLOAT 2025-06-09	6.536%	2025/6/9	4.0%	米国/カリブ 暴風、米国/カリブ/カナダ 地震、欧州 暴風
5 TAILWD 144* FLOAT 2023-07-08	11.115%	2023/7/8	3.7%	米国 暴風/地震、カナダ 暴雨/地震
6 KILREL A2 FLOAT 2023-05-05	13.740%	2023/5/5	3.7%	米国/カナダ/カリブ 暴風/地震
7 CAELUS D 144A FLOAT 2021-06-07	10.762%	2021/6/7	2.7%	米国 全ての自然災害
8 FLOREL B FLOAT 2025-03-07	15.139%	2025/3/7	2.7%	米国 暴風
9 TAILWD 144A FLOAT 2023-07-08	9.155%	2023/7/8	2.7%	米国 暴風/地震、カナダ 暴雨/地震
10 CAELUS C 144A FLOAT 2021-06-07	7.302%	2021/6/7	2.5%	米国 全ての自然災害

※クーポンは、変動金利(=短期金利+上乗せ金利)で、セキュリス社より入手したデータをもとに計算しています。

発行体が受取る保険料収入に応じて決定される上乗せ金利は、元利金の毀損事由が発生しない限り、満期日まで変わりません。

<自然災害の種類別比率上位>

種類	比率
複合	74.4%
暴風	17.0%
地震	7.4%
山火事	1.1%

<地域別比率上位>

地域	比率
米国	49.0%
米国、カナダ	22.5%
米国、カナダ、カリブ	7.0%
米国、カナダ、カリブ、欧州	6.4%
米国、欧州	4.4%
その他の地域	10.7%

投資対象ファンドの運用状況は、フランクリン・テンプレット・インベストメンツ、セキュリス社およびシスコ・ファンド・アドミニストレーション(ケイマン・アイランズ)リミテッドより入手したデータをもとに作成しています。また、リビング・アース戦略ファンド 年2回決算コースの基準価額への反映を考慮して、2営業日前のデータを使用しています。

※組入上位10銘柄の比率は、投資対象ファンドの純資産総額に対する債券評価額の割合です。自然災害の種類別比率および地域別比率は、債券評価額の内訳を表しているものです。

※自然災害の種類別比率上位および地域別比率上位はフランクリン・テンプレット・インベストメンツおよびセキュリス社による分類に基づき作成しています。

※自然災害の種類別比率上位、地域別比率上位、組入上位10銘柄の自然災害の種類、地域等の内容は、保有するCATボンドの発行体に保険金支払い義務が発生する対象となる自然災害の種類と地域について表したものです。なお、発行体に保険金支払い義務が生じるのは、一般的に、発生予測が難しいといわれる自然災害の中で、再保険契約に規定された事象が起こり、それに伴う保険金支払総額が一定水準を上回った場合に限りです。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2016年は設定日(6月22日)から年末まで、2020年は年初から6月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。

購入申込は、申込受付期間における毎営業日に販売会社で受付けます。

ファンド取引日

ロンドン、ダブリンの銀行の営業日の双方に該当する日で、かつ国内の営業日をいいます。

ただし、上記にかかわらず12月24日は休業日とします。

約定日

ディーリング日の翌ファンド取引日を約定日とします。

「ディーリング日」とは、外国投資証券のディーリング日を指し、起点日を基準とした隔週の月曜日のことをいいます。当該ディーリング日がファンド取引不可日の場合は翌ファンド取引日とします。

申込の受付期間

約定日毎に購入・換金申込の受付期間を設け、当該受付期間に受付けた申込を当該約定日に約定するものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込締切時間

原則として受付期間最終ファンド取引日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当該受付期間の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌受付期間の受付となります。ただし、受付時間は販売会社により異なることや変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益権は、販売会社が定める単位をもって購入することができます。

受益権の購入価額（発行価格）は、約定日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、前述「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （1）申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消することがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、申込の受付期間に、販売会社が定める単位をもって、換金申込を行うことができます。申込の受付期間につきましては、前述「1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

申込の受付は、原則として受付期間最終ファンド取引日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当該受付期間の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌受付期間の受付となります。ただし、受付時間は販売会社により異なることや変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、約定日の基準価額とします。

換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消することがあります。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。

ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が約定日でないときは、この計算日以降の最初の換金申込を受付けることができる日とします。）に、換金申込を受付けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申込を受付けた日から起算して、原則として9営業日目から販売会社において支払います。

ただし、海外の休日、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

< ファンドの主な投資対象 >

外国投資信託：原則としてファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

< マザーファンドの主な投資対象 >

公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）

金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問合せいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & D アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

(2)【保管】

ありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、2026年6月15日までですが、後述「(5) その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年6月16日から12月15日まで、12月16日から翌年6月15日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】**信託の終了****a．ファンドの繰上償還**

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託会社は、組入外国投資証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (3) 委託会社は、(1)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (4) (3)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(4)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (5) (3)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (6) (3)から(5)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび(2)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3)から(5)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

- b．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d．受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b．委託会社は、aの事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c．bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d．bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f．bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g．aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

- a．委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。
- b．委託会社が投資顧問会社と締結する「投資顧問契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等に行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、第8期計算期間(2019年12月17日から2020年6月15日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

リビング・アース戦略ファンド（年2回決算コース）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2019年12月16日現在)	第8期 (2020年6月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	413,954,149	134,866,843
投資証券	5,762,864,603	1,027,201,856
親投資信託受益証券	99,741	99,701
流動資産合計	6,176,918,493	1,162,168,400
資産合計	6,176,918,493	1,162,168,400
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,831,281	9,734,414
未払受託者報酬	987,086	671,797
未払委託者報酬	39,483,358	26,871,860
未払利息	914	193
その他未払費用	460,576	313,443
流動負債合計	54,763,215	37,591,707
負債合計	54,763,215	37,591,707
純資産の部		
元本等		
元本	6,430,347,554	1,164,910,524
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	308,192,276	40,333,831
（分配準備積立金）	784,617,202	142,163,897
元本等合計	6,122,155,278	1,124,576,693
純資産合計	6,122,155,278	1,124,576,693
負債純資産合計	6,176,918,493	1,162,168,400

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 (自 2019年6月18日 至 2019年12月16日)	第8期 (自 2019年12月17日 至 2020年6月15日)
営業収益		
受取配当金	263,483,373	-
受取利息	2	889
有価証券売買等損益	90,256,947	74,337,213
営業収益合計	353,740,322	74,338,102
営業費用		
支払利息	86,865	129,472
受託者報酬	987,086	671,797
委託者報酬	39,483,358	26,871,860
その他費用	461,403	314,239
営業費用合計	41,018,712	27,987,368
営業利益	312,721,610	46,350,734
経常利益	312,721,610	46,350,734
当期純利益	312,721,610	46,350,734
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	4,563,259	30,843,557
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	646,899,796	308,192,276
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,549,169	252,351,268
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,549,169	252,351,268
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	308,192,276	40,333,831

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当計算期間は、2019年12月17日から2020年6月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第7期 (2019年12月16日現在)	第8期 (2020年6月15日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 6,430,347,554口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,164,910,524口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 308,192,276円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 40,333,831円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9521円 (1万口当たり純資産額 9,521円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9654円 (1万口当たり純資産額 9,654円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	期 別 第7期 (自 2019年6月18日 至 2019年12月16日)	第8期 (自 2019年12月17日 至 2020年6月15日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益(231,175,315円)、費用控除後有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(274,468,984円)、及び分配準備積立金(553,441,887円)より、分配対象収益は1,059,086,186円(1万口当たり1,647円)となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。	計算期間末における費用控除後配当等収益(0円)、費用控除後有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(49,730,722円)、及び分配準備積立金(142,163,897円)より、分配対象収益は191,894,619円(1万口当たり1,647円)となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第7期 （自 2019年6月18日 至 2019年12月16日）	第8期 （自 2019年12月17日 至 2020年6月15日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第7期 (2019年12月16日現在)	第8期 (2020年6月15日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 (自 2019年6月18日 至 2019年12月16日)	第8期 (自 2019年12月17日 至 2020年6月15日)
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別 項 目	第7期 (自 2019年6月18日 至 2019年12月16日)	第8期 (自 2019年12月17日 至 2020年6月15日)
期首元本額	6,749,056,129 円	6,430,347,554 円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	318,708,575 円	5,265,437,030 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第7期（自 2019年6月18日 至 2019年12月16日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	87,480,145 円
親投資信託受益証券	30 円
合計	87,480,115 円

第8期（自 2019年12月17日 至 2020年6月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資証券	22,484,246	円
親投資信託受益証券	40	円
合計	22,484,206	円

3 デリバティブ取引関係

第7期（自 2019年6月18日 至 2019年12月16日）

該当事項はありません。

第8期（自 2019年12月17日 至 2020年6月15日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

a．株式

該当事項はありません。

b．株式以外の有価証券

（2020年6月15日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資証券	セキュリス ファンド-SPC セグリゲイテッド・ポートフォリオ・セブン-キャットボンド（クラスB JPY）	125,322.316	1,027,201,856	
合計		125,322.316	1,027,201,856	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2020年6月15日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウントマザーファンド	99,632	99,701	
合計		99,632	99,701	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）セキュリス ファンド-SPC セグリゲイテッド・ポートフォリオ・セブン-キャットボンド（クラスB JPY）の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

分 類	ケイマン籍／外国投資証券／円建
基本運用方針 主な投資対象	主としてC A T ボンドに投資を行い、安定的なインカム収益の獲得と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資態度	①主としてC A T ボンドを投資対象とし、安定した投資成果の享受を目指します。 ②組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。 ③資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
主な投資制限	①店頭オプション、上場オプション、E T F に原則として直接投資を行いません。 ②有価証券の空売りは行いません。 ③純資産総額の10%を超える借入れは行いません。
分配方針	原則として、2月、5月、8月および11月の最終ディーリング日に分配を行います。 （休業日の場合は翌ファンド営業日） 「ディーリング日」とは、外国投資証券のディーリング日を指し、起点日（2016年7月11日）を基準とした隔週の月曜日のことをいいます。
投資顧問会社	セキュリス・インベストメント・パートナーズ・エルエルビー

※ 「セキュリス II ファンド-SPC セグリゲイテッド・ポートフォリオ・セブン-キャットボンド（クラスB JPY）」は「セキュリス II ファンド-SPC セグリゲイテッド・ポートフォリオ・セブン-キャットボンド」を構成するクラスの一つです。

※ 次ページ以降の記載は、シトコ・ファンド・アドミニストレーション（ケイマン・アイランズ）リミテッドより入手した「セキュリス II ファンド-SPC セグリゲイテッド・ポートフォリオ・セブン-キャットボンド」の監査済報告書および保有明細をもとに作成したものです。当社は、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

セキュリス II ファンド-SPC セグリゲイテッド・ポートフォリオ・セブン-キャットボンド

(1) 損益計算書

計算期間：2019年1月1日～2019年12月31日

単位：米ドル

投資収益	
受取利息	13,505,228
投資収益合計	13,505,228
費用	
運用報酬	922,074
管理費用	117,209
弁護士費用	24,822
保管費用	17,234
監査費用および税理士費用	15,999
役員報酬	15,003
その他費用	13,381
保険数理モデル使用料	4,204
配当・利子費用	181
費用合計	1,130,107
投資純収益	12,375,121
有価証券投資、デリバティブおよび外貨取引に係る実現損益	(3,861,924)
有価証券投資、デリバティブおよび外貨取引に係る未実現損益の変動	1,578,032
有価証券投資、デリバティブおよび外貨取引に係る実現損益および未実現損益の変動	(2,283,892)
運用による純資産の増減額	10,091,229

(注) 日付は現地基準です。

(注) () 書きは負数です。

(2) 組入資産の明細

作成基準日：2019年12月31日

債券現物

銘柄名	通貨	数量	評価額
バミューダ諸島			米ドル
BWLNER B FLOAT 2023-03-20	USD	1,000,000	1,003,900
CERULE A 144A 0.0000% 2020-01-08	USD	500,000	499,375
CITREL 2017 FLOAT 2020-03-18	USD	1,256,000	110,627
FLOREL B 144A FLOAT 2021-08-06	USD	2,000,000	1,997,600
FLOREL B FLOAT 2025-03-07	USD	3,500,000	3,503,500
FRNTRE B FLOAT 2022-07-06	USD	2,000,000	828,142
FTCSTR FLOAT 2025-06-07	USD	500,000	495,750
GALIRE A 144A FLOAT 2024-01-08	USD	500,000	499,900
GALIRE B FLOAT 2020-11-06	USD	3,000,000	2,971,200
GLEIRE * 144A FLOAT 2020-01-08	USD	750,000	750,300
GLEIRE * 144A FLOAT 2021-01-08'	USD	750,000	747,225
GLEIRE ** 144A FLOAT 2024-01-08	USD	500,000	498,800
GLEIRE 144A FLOAT 2020-01-08	USD	500,000	500,650
GLEIRE 144A FLOAT 2024-01-08	USD	500,000	501,800
KILREL * FLOAT 2022-04-21	USD	1,000,000	987,100
KILREL ** FLOAT 2021-04-20	USD	2,750,000	2,715,350
KILREL ** FLOAT 2022-04-21	USD	2,750,000	2,726,625
KILREL A FLOAT 2024-12-19	USD	1,000,000	999,800
KILREL A1 FLOAT 2025-05-05	USD	2,000,000	1,957,400
KILREL A2 FLOAT 2023-05-05	USD	3,000,000	2,937,600
KILREL B FLOAT 2023-12-19	USD	750,000	749,850
KILREL B FLOAT 2024-12-19	USD	750,000	749,850
KILREL FLOAT 2021-04-20	USD	250,000	246,700
KILREL FLOAT 2022-04-21	USD	4,000,000	3,945,600
KILRELL FLOAT 2021-04-20	USD	1,750,000	1,735,125
MARKRE 144A 0.0000% 2021-06-04	USD	53,760	53,693
MATTRE B 144A FLOAT 2023-12-07	USD	2,000,000	2,000,000
MERNA 144A FLOAT 2021-04-08''	USD	1,000,000	998,500
MONLIS B 144A 0.0000% 2023-01-09	USD	1,000,000	1,000,000
NTHSHR A FLOAT 2022-07-08	USD	3,000,000	2,999,400
NTHSHR A FLOAT 2023-07-07	USD	750,000	759,300
NTHSHR FLOAT 2020-07-06	USD	2,000,000	2,010,800
PNTHRA 2018 144A FLOAT 2020-03-09	USD	4,000,000	4,057,200
SANDRE B FLOAT 2023-04-07	USD	4,000,000	3,630,400
SANDRE FLOAT 2022-04-07	USD	9,500,000	8,701,050
SIERLT B FLOAT 2023-12-28	USD	1,000,000	1,000,000
TAILWD 144* FLOAT 2023-07-08	USD	3,500,000	3,506,300
TAILWD 144A FLOAT 2023-07-08	USD	2,500,000	2,515,000

銘柄名	通貨	数量	評価額
バミューダ諸島			米ドル
TAILWD 144a FLOAT 2023-07-08	USD	1,000,000	1,003,900
TORPNE ** FLOAT 2020-06-09	USD	2,250,000	2,249,325
URSARE D FLOAT 2021-09-24'	USD	1,000,000	971,000
URSARE E FLOAT 2020-06-27	USD	2,500,000	2,475,250
小計			74,590,887
ケイマン諸島			
CAELUS 144a 144A FLOAT 2020-06-05''	USD	2,500,000	62,750
CAELUS 144A FLOAT 2020-06-05	USD	1,500,000	1,475,250
CAELUS 144A FLOAT 2024-03-06	USD	7,500,000	7,533,750
CAELUS B 144A FLOAT 2020-06-05	USD	2,500,000	1,349,500
CAELUS C 144A FLOAT 2021-06-07	USD	3,000,000	2,674,200
CAELUS D 144A FLOAT 2020-06-05 ''	USD	3,000,000	16,803
CAELUS D 144A FLOAT 2021-06-07	USD	3,000,000	2,145,000
RESID 1 144A 0.0000% 2020-12-06	USD	1,250,000	971,375
RESID 11 144A 0.0000% 2022-06-06	USD	4,250,000	116,616
RESID 144A FLOAT 2021-06-06	USD	1,000,000	986,300
RESID 144A FLOAT 2021-12-06	USD	750,000	740,850
RESID 144a FLOAT 2023-12-06	USD	600,000	592,860
RESID 2 144A FLOAT 2023-12-06	USD	4,000,000	3,979,600
RESID C11 144A FLOAT 2020-03-06	USD	200,000	200,020
RESID C11 144A FLOAT 2020-06-06	USD	2,750,000	2,712,325
RESID II 144A FLOAT 2022-12-06	USD	1,500,000	1,463,850
小計			27,021,049
アイルランド			
ATLAS 144A FLOAT 2020-01-08	USD	2,250,000	2,250,675
ATLAS 144A FLOAT 2021-01-07	USD	414,181	315,440
HEXREI A FLOAT 2022-01-19	EUR	500,000	561,256
HEXREI B FLOAT 2022-01-19	EUR	500,000	562,154
小計			3,689,525
英国			
ATLAS A FLOAT 2023-06-07	USD	1,750,000	1,745,450
ATLAS FLOAT 2025-06-09	USD	5,500,000	5,470,300
小計			7,215,750
米国			
IBRD GDIF FLOAT 2020-02-14	USD	1,000,000	1,001,000
IBRD GDIF FLOAT 2021-02-15	USD	2,000,000	1,384,740
IBRD GDIF FLOAT 2021-03-15	USD	1,750,000	1,732,325
小計			4,118,065
合計			116,635,276

(注) 日付は現地基準です。

（参考）マネーアカウントマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「マネーアカウントマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	（2019年12月16日現在）	（2020年6月15日現在）
科 目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	243,918,229	517,294,461
流動資産合計	243,918,229	517,294,461
資産合計	243,918,229	517,294,461
負債の部		
流動負債		
未払利息	539	743
流動負債合計	539	743
負債合計	539	743
純資産の部		
元本等		
元本	243,653,963	516,928,023
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	263,727	365,695
元本等合計	243,917,690	517,293,718
純資産合計	243,917,690	517,293,718
負債純資産合計	243,918,229	517,294,461

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

（2019年12月16日現在）	（2020年6月15日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 243,653,963口	1 計算期間の末日における受益権の総数 516,928,023口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0011円 （1万口当たり純資産額 10,011円）	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0007円 （1万口当たり純資産額 10,007円）

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日	（2019年12月16日現在）	（2020年6月15日現在）
期首元本額		360,783,372 円	243,653,963 円
期中追加設定元本額		267,657,834 円	924,948,260 円
期中一部解約元本額		384,787,243 円	651,674,200 円
期末元本額		243,653,963 円	516,928,023 円
元本の内訳＊			
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）円ヘッジ・コース		25,552,208 円	18,088,924 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）米ドルブル・コース		3,880,650 円	3,880,650 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）米ドルベア・コース		671,059 円	271,416 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）ユーロブル・コース		114,397 円	84,421 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）ユーロベア・コース		2,052,674 円	2,052,674 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）リアルブル・コース		7,921,851 円	4,934,473 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）豪ドルブル・コース		16,497,643 円	9,673,783 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）豪ドルベア・コース		71,007 円	71,007 円
T & D 通貨トレード 新興国社債ファンド（毎月分配型）インドネシアリアルピアブル・コース		167,157 円	97,216 円
T & D リートファンド限定追加型 1 4 0 2		198,850 円	198,850 円
リビング・アース戦略ファンド（年2回決算コース）		99,632 円	99,632 円
リビング・アース戦略ファンド（年4回決算コース）		99,632 円	99,632 円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 6（インド・ダブルブル 6）		19,957 円	- 円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 6（インド・ダブルベア 6）		19,957 円	- 円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 6（中国・ダブルブル 6）		19,957 円	- 円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 6（中国・ダブルベア 6）		19,957 円	- 円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 6（リアル・ダブルブル 6）		19,957 円	- 円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 6（リアル・ダブルベア 6）		19,957 円	- 円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 6（金・ダブルブル 6）		19,957 円	- 円

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ6（金・ダブルベア6）	19,957 円	- 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ6（マネー プールファンド6）	186,167,547 円	- 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（イン ド・ダブルブル7）	- 円	19,983 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（イン ド・ダブルベア7）	- 円	19,983 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ ダブルブル7）	- 円	19,983 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（中国・ ダブルベア7）	- 円	19,983 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナス ダック100・ダブルブル7）	- 円	19,983 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（ナス ダック100・ダブルベア7）	- 円	19,983 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダ ブルブル7）	- 円	19,983 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（金・ダ ブルベア7）	- 円	19,983 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ7（マネー プールファンド7）	- 円	477,215,481 円
合計	243,653,963 円	516,928,023 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 2019年6月18日 至 2019年12月16日）

該当事項はありません。

（自 2019年12月17日 至 2020年6月15日）

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

（自 2019年6月18日 至 2019年12月16日）

該当事項はありません。

（自 2019年12月17日 至 2020年6月15日）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

有価証券明細表

a．株式

該当事項はありません。

b．株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

（2020年6月30日現在）

【純資産額計算書】

資産総額	1,136,867,142 円
負債総額	19,171,159 円
純資産総額（ - ）	1,117,695,983 円
発行済数量	1,145,784,757 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9755 円

（参考）マネーアカウントマザーファンド

資産総額	517,280,458 円
負債総額	921 円
純資産総額（ - ）	517,279,537 円
発行済数量	516,928,023 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0007 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1．名義書換についての手続、取扱場所等

ありません。

2．受益者に対する特典

ありません。

3．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

(1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(2) 上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(3) 委託会社は、上記(1)に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5．質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2020年6月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（2）会社の機構

経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a．基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b．運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c．運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2020年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2020年6月末日現在、258本であり、その純資産総額の合計は1,149,467百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	130本	551,104百万円
単位型株式投資信託	60本	153,752百万円
単位型公社債投資信託	69本	444,611百万円
合計	258本	1,149,467百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第39期 (2019年 3 月31日現在)		第40期 (2020年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1 . 預金			7,348,860		7,679,360
2 . 前払費用			53,985		56,732
3 . 未収委託者報酬			1,009,736		982,920
4 . 未収運用受託報酬			365,214		424,829
5 . その他			1,920		570
流動資産計			8,779,717		9,144,413
固定資産					
1 . 有形固定資産			133,036		113,011
(1) 建物	1	90,958		81,816	
(2) 器具備品	1	41,793		30,982	
(3) その他	1	283		212	
2 . 無形固定資産			37,002		29,823
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		30,413		25,423	
(3) ソフトウェア仮勘定		3,725		1,537	
3 . 投資その他の資産			365,068		392,604
(1) 投資有価証券		38,850		52,990	
(2) 関係会社株式		5,386		5,386	
(3) 長期差入保証金		111,847		106,554	
(4) 繰延税金資産		193,055		215,746	
(5) 長期前払費用		15,929		11,927	
固定資産計			535,107		535,440
資産合計			9,314,824		9,679,853

有価証券報告書

		第39期 (2019年 3 月31日現在)		第40期 (2020年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1 . 預り金			7,592		3,991
2 . 未払金			464,149		503,207
(1) 未払収益分配金		1,579		1,164	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		378,125		372,833	
(4) その他未払金		84,441		129,207	
3 . 未払費用			694,884		703,287
4 . 未払法人税等			21,908		35,287
5 . 未払消費税等			20,619		49,237
6 . 賞与引当金			185,671		216,189
7 . 役員賞与引当金			16,000		18,375
8 . 時効後支払損引当金			-		37,988
流動負債計			1,410,826		1,567,564
固定負債					
1 . 退職給付引当金			422,821		419,613
2 . 役員退職慰労引当金			29,549		30,657
固定負債計			452,370		450,270
負債合計			1,863,196		2,017,835
(純資産の部)					
株主資本					
1 . 資本金			1,100,000		1,100,000
2 . 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3 . 利益剰余金			6,074,187		6,285,565
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,761,396		2,972,775	
株主資本計			7,451,855		7,663,233
評価・換算差額等					
1 . その他有価証券評価差額金			226		1,215
評価・換算差額等計			226		1,215
純資産合計			7,451,628		7,662,018
負債・純資産合計			9,314,824		9,679,853

（２）【損益計算書】

		第39期 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)		第40期 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
１．委託者報酬			5,895,209		5,839,865
２．運用受託報酬			1,467,320		1,621,991
営業収益計			7,362,530		7,461,856
営業費用					
１．支払手数料			2,382,490		2,358,262
２．広告宣伝費			1,635		970
３．調査費			2,216,821		2,236,948
(１) 調査費		200,472		160,023	
(２) 委託調査費		1,653,354		1,710,692	
(３) 情報機器関連費		362,017		365,263	
(４) 図書費		977		968	
４．委託計算費			215,420		218,698
５．営業雑経費			97,255		102,606
(１) 通信費		6,885		6,812	
(２) 印刷費		79,705		85,021	
(３) 協会費		7,140		6,591	
(４) 諸会費		3,523		4,181	
営業費用計			4,913,623		4,917,486
一般管理費					
１．給料			1,160,714		1,180,816
(１) 役員報酬		76,554		82,223	
(２) 給料・手当		1,023,188		1,034,250	
(３) 賞与		60,972		64,343	
２．法定福利費			178,435		191,628
３．退職金			2,791		2,456
４．福利厚生費			3,434		4,351
５．交際費			2,118		1,555
６．旅費交通費			13,132		8,454
７．事務委託費			100,555		112,134
８．租税公課			134,442		139,472
９．不動産賃借料			142,217		150,775
１０．退職給付費用			51,166		51,226
１１．役員退職慰労金			-		300
１２．役員退職慰労引当金繰入			5,659		5,708
１３．賞与引当金繰入			185,671		216,189
１４．役員賞与引当金繰入			16,000		18,375
１５．固定資産減価償却費			47,852		41,842
１６．諸経費			71,508		63,433
一般管理費計			2,115,699		2,188,720
営業利益			333,207		355,649

		第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			967		994
2. 受取利息			72		80
3. 時効成立分配金・償還金			6,074		415
4. 助成金収入			3,167		1,586
5. 雑収入			62		280
営業外収益計			10,344		3,357
営業外費用					
1. 為替差損			1,504		3,264
2. 時効後支払損引当金繰入			-		37,988
3. 雑損失			70		110
営業外費用計			1,575		41,363
経常利益			341,976		317,643
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			397		108
特別利益計			397		108
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		1,196		4
2. 投資有価証券売却損			508		818
特別損失計			1,704		823
税引前当期純利益			340,668		316,929
法人税、住民税及び事業税			82,154		127,805
法人税等調整額			27,405		22,254
当期純利益			231,108		211,378

（３）【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,530,288	5,843,079	7,220,746
当期変動額								
当期純利益						231,108	231,108	231,108
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	231,108	231,108	231,108
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	176	176	7,220,923
当期変動額			
当期純利益			231,108
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	403	403	403
当期変動額合計	403	403	230,704
当期末残高	226	226	7,451,628

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855
当期変動額								
当期純利益						211,378	211,378	211,378
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	211,378	211,378	211,378
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,972,775	6,285,565	7,663,233

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	226	226	7,451,628
当期変動額			
当期純利益			211,378
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	988	988	988
当期変動額合計	988	988	210,389
当期末残高	1,215	1,215	7,662,018

重要な会計方針**１．有価証券の評価基準及び評価方法****（１）子会社株式**

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）その他有価証券**時価のあるもの**

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法**（１）有形固定資産**

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準**（１）賞与引当金**

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（３）時効後支払損引当金

時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者への今後の支払に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

（４）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（５）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項**（１）消費税等の会計処理**

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第39期 (2019年3月31日現在)	第40期 (2020年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 45,245千円 器具備品 135,855千円 その他 613千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 54,765千円 器具備品 153,010千円 その他 684千円

（損益計算書関係）

第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 ソフトウェア 16千円 ソフトウェア仮勘定 1,179千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 4千円

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが１年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと。）。

第39期（自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,348,860	7,348,860	-
(2) 未収委託者報酬	1,009,736	1,009,736	-
(3) 未収運用受託報酬	365,214	365,214	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	8,650	8,650	-
資産計	8,732,461	8,732,461	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,579)	(1,579)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(378,125)	(378,125)	-
その他未払金	(84,441)	(84,441)	-
(2) 未払費用	(694,884)	(694,884)	-
負債計	(1,159,033)	(1,159,033)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
----	----------

非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,348,860	-	-
未収委託者報酬	1,009,736	-	-
未収運用受託報酬	365,214	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	7,421	1,229
合計	8,723,811	7,421	1,229

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,679,360	7,679,360	-
(2) 未収委託者報酬	982,920	982,920	-
(3) 未収運用受託報酬	424,829	424,829	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	22,790	22,790	-
資産計	9,109,899	9,109,899	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,164)	(1,164)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(372,833)	(372,833)	-
其他未払金	(129,207)	(129,207)	-
(2) 未払費用	(703,287)	(703,287)	-
負債計	(1,206,495)	(1,206,495)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200

子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,679,360	-	-
未収委託者報酬	982,920	-	-
未収運用受託報酬	424,829	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	8,759	13,259	771
合計	9,095,869	13,259	771

（有価証券関係）

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は13,584千円であり、売却益の合計額は397千円、売却損の合計額は508千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	3,124	2,908	215
	小計	3,124	2,908	215
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	5,526	6,068	542
	小計	5,526	6,068	542
合計		8,650	8,976	326

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は27,360千円であり、売却益の合計額は108千円、売却損の合計額は818千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	8,996	7,762	1,234
	小計	8,996	7,762	1,234
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	13,793	16,779	2,985
	小計	13,793	16,779	2,985
合計		22,790	24,541	1,751

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	437,211千円
退職給付費用	39,558千円
退職給付の支払額	53,948千円
退職給付引当金の期末残高	422,821千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	422,821千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	422,821千円

退職給付引当金	422,821千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	422,821千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	39,558千円
----------------	----------

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	11,608千円
--------------	----------

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	422,821千円
退職給付費用	40,258千円
退職給付の支払額	43,466千円
退職給付引当金の期末残高	419,613千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	419,613千円
----------------	-----------

貸借対照表に計上された負債と資産の純額 419,613千円

退職給付引当金 419,613千円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額 419,613千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 40,258千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 10,968千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

第39期（2019年3月31日現在）

（単位：千円）

第40期（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

（繰延税金資産）

賞与引当金	56,852	66,197
未払事業税	3,540	7,080
未払社会保険料	9,421	10,994
退職給付引当金	138,515	137,872
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	15,061	15,061
繰越欠損金	5,430	-
時効後支払損引当金	-	11,632
その他有価証券評価差額金	99	536
その他	12,923	14,835
小計	241,845	264,210
評価性引当額	48,790	48,464
繰延税金資産計	193,055	215,746
繰延税金資産の純額	193,055	215,746

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第39期（2019年3月31日現在）		第40期（2020年3月31日現在）	
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6
住民税均等割	0.7	住民税均等割	0.7
評価性引当額	1.1	評価性引当額	0.1
その他	0.3	その他	0.5
税効果会計適用後の法人税率の負担率	32.1	税効果会計適用後の法人税率の負担率	33.3

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	------------	-----	---------------	-----------	-------------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	連結納税に伴う支払額及び支払予定額(*1)	65,399	未払金	24,677
-----	----------------	--------	---------	------	--------------	---------------	-----------------------	--------	-----	--------

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	連結納税に伴う支払額及び支払予定額(*1)	99,817	未払金	79,336

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約(*1)	312,760	未収運用受託報酬	83,648

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会 社	大同生命 保険㈱	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問 契約の締結	投資顧問 契約 (*1)	398,614	未収運用 受託報酬	110,897

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,883.72円	1株当たり純資産額	7,078.07円
1株当たり当期純利益	213.49円	1株当たり当期純利益	195.26円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	231,108	当期純利益（千円）	211,378
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	231,108	普通株式に係る当期純利益（千円）	211,378
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

三井住友信託銀行株式会社

・ 資本金の額 342,037百万円（2020年3月末日現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 信託事務の一部委託先 >

株式会社日本カストディ銀行

・ 資本金の額 51,000百万円（2020年7月27日現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（単位：百万円） 2020年3月末日現在	事業の内容
東海東京証券株式会社	6,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000	

2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d. 目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

2020年6月末日現在、該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

2020年3月13日	有価証券報告書
2020年3月13日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2020年6月3日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

伊藤 雅人

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適

切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年8月13日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているリビング・アース戦略ファンド（年2回決算コース）の2019年12月17日から2020年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リビング・アース戦略ファンド（年2回決算コース）の2020年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。